

一般社団法人日本ウォーキング協会

マスターウォーカーズ倶楽部会員規約

第1条（目的）

本会員規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人日本ウォーキング協会（以下「JWA」という）が運営するマスターウォーカーズ倶楽部（以下「当倶楽部」という）が提供するサービス（以下「本サービス」という）を会員が利用する際に生ずる一切の事項に適用されます。

第2条（会員）

会員とは、当倶楽部の指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、当倶楽部に対し登録の手続きをされた方を当倶楽部会員（以下「会員」という）といたします。

2. 当倶楽部の会員は以下の2つの種別があります。

(1) Jマスターウォーカーズ倶楽部会員

Jマスターウォーカーズ倶楽部への入会資格条件は以下のいずれかに該当されている方とします。

- ① JWAにおいて既に登録され、地球一周4万キロ歩行記録認定で4万kmを踏破された方
- ② JWAにおいて既に登録され、地球一周4万キロ歩行記録認定で現在4万km踏破を目指されている方、もしくはこれから目指そうとされる方

(2) Oマスターウォーカーズ倶楽部会員

Oマスターウォーカーズ倶楽部会員の入会資格条件は以下のいずれかに該当されている方とします。

- ① JWA及び47都道府県ウォーキング協会指定の道、JML日本スーパーマスターウォーカー賞受賞者、AJWC全47都道府県大会完歩賞受賞者、日本の歩きたくなるみち500選500コース完歩賞受賞者、およびこれらを目指そうとされる方
- ② 新日本歩く道紀行100選シリーズ1000の道を歩かれている方、もしくはこれから歩こうとされている方

※JML：日本マーチングリーグ

※AJWC：オールジャパンウォーキングカップ

但し、上記2つの会員はそれぞれの分野を共有することができるものとします。

3. 当倶楽部会員となるためにはJWAが定める定款第3章の「会員」となる必要があります。

- ① Jマスターウォーカーズ倶楽部、またはOマスターウォーカーズ倶楽部のいずれかに入会する場合には、JWAが定める定款第3章第5条及びJWA会員規定に基づく（1）正会員もしくは（2）維持会員（準会員）、及び家族正会員とならなければなりません。
- ② Jマスターウォーカーズ倶楽部、及びOマスターウォーカーズ倶楽部の両方に入会する場合には、JWAが定める定款第3章第5条及びJWA会員に基づく（1）正会員とならなければなりません。

4. 入会希望者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という）に属していると認められるときは、当倶楽部は入会を認めません。

第3条（登録費）

当倶楽部会員は入会時に、J マスターウォーカーズ倶楽部もしくはO マスターウォーカーズ倶楽部、または両倶楽部への登録費用を支払うものとします。

J マスターウォーカーズ倶楽部・O マスターウォーカーズ倶楽部	登録料	3, 0 0 0 円（税別）
J・O両マスターウォーカーズ倶楽部へ登録の場合	登録料	6, 0 0 0 円（税別）

第4条（当倶楽部会員資格の停止・抹消・復活）

本規約第2条第3項に記載されているJWA 会員資格が抹消された場合、当倶楽部会員資格も停止されます。ただし、以下のようなケースに該当する場合、当倶楽部は事前に会員に通知または催告することなく会員登録を停止、抹消することがあります。

- (1) 住所、メールアドレス等の変更により、連絡が取れなくなった場合
- (2) 本会員規約に違反した場合
- (3) 入会にあたって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (4) その他、当倶楽部が会員として不適当と判断した場合

2. JWA 会員資格が復活した場合、会員資格も復活させることを可能とします。
3. 当倶楽部を退会された場合でも、登録費につきましては返金されません。

第5条（会員への特典及びサービス）

当倶楽部が会員に対して提供する特典及びサービスの内容、価格、利用方法等は、ウォーキングライフ、ホームページ及びメール配信等の媒体により告知するものとします。

2. 当倶楽部が会員に対して提供する特典及びサービスは、予告なく変更される場合があります。

第6条（表彰制度）

当倶楽部会員は、以下の分野においてJWA から毎年1回表彰されます。但し、表彰対象であっても、第4条に定める資格会員が停止されている場合には、表彰対象から除外されます。

(1) J マスターウォーカーズ倶楽部会員

JWA が主催、共催する大会への参加や、日常的な散歩等も含めた歩行距離、歩数に応じて表彰します。

(2) O マスターウォーカーズ倶楽部会員

新日本歩く道紀行100選シリーズに選定されたコースや各テーマコースの道の踏破数、JML大会、AJWC大会、「美しい日本の歩きたくなるみち500選」に選定されたコースの大会参加数やコースの踏破数等に応じて表彰します。

2. 各分野での歩行距離、歩数、踏破コースの認証は、別途定める『表彰規定』に従うものとする。

第7条（会員特典の範囲）

会員として当倶楽部が提供する特典を受けることのできる利用者の範囲は、特段の定めがある場合を除き会員本人のみとします。

第8条（退会）

会員が、当倶楽部を退会しようとする場合は、当倶楽部に退会届を提出することによって、退会することができます。

2. 当倶楽部を退会しても、JWAの正会員もしくは維持会員（準会員）の資格は継続されます。正会員もしくは維持会員（準会員）を退会される場合には、別途退会届をJWAに提出する必要があります。
3. JWAの正会員もしくは維持会員（準会員）を退会されると、当倶楽部の会員資格も自動的に抹消されます。

第9条（自己責任の原則）

会員は、当倶楽部のサービスを利用してなされた一切の行為およびその結果についてすべての責任を負います。

2. 会員は、当倶楽部のサービスのご利用に伴い第三者からクレーム等が発生した場合は、すべて自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

第10条（私的利用の範囲外の利用禁止）

会員は、当倶楽部が承認した場合を除き、当倶楽部のサービスを通じて入手したいかなるデータ、情報、文書、発言、ソフトウェア等も、著作権法で定められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。

2. 会員は、前項に違反する行為を第三者に行わせることはできません。

第11条（その他の禁止事項）

会員は、前2条の他、当倶楽部のサービス利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令、本規約、もしくは公序良俗に違反する行為
- (2) 本サービスの運営を妨げる行為
- (3) 当倶楽部の信用失墜もしくは当倶楽部の財産を侵害する行為
- (4) 他社もしくは当倶楽部に不利益を与える行為
- (5) 当倶楽部の利用案内に反する行為
- (6) 当倶楽部会員に対する物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、布教活動等の行為

第14条（免責事項）

会員が、サービスの利用に際して提供企業の瑕疵・義務不履行により損害を受けた場合、その責は提供企業にあるものとし、当倶楽部は会員に対して何ら責任を負わないものとします。

第 15 条（規約の改訂等）

当倶楽部は、当倶楽部の健全な運営をはかるため、経済情勢の変動等のやむを得ない事情が生じた場合は、本規約を変更し、又は会費、サービスの内容、その利用料金等を改定することができるものとする。

第 16 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法が適用されるものとします。

第 17 条（協議）

本サービス又は本規約に関して、会員と当倶楽部の間で疑義が生じたときは、両者が誠意をもって協議し、解決します。

第 18 条（管轄裁判所）

会員と当倶楽部との間で訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

附則 本会員規約は 2019 年 4 月 1 日より実施いたします。